

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和4年5月 19 日答申分

令和4年5月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100787 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200003 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における令和元年 8 月 7 日の標準賞与額を 19 万 2,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 8 月 7 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 8 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における令和元年 8 月 7 日の標準賞与額を 25 万 2,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 8 月 7 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 8 月 7 日

請求期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与支払明細書及び日本年金機構が保管する賞与データ一覧表から、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から、19万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年10月7日に年金事務所へ提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記賞与支払明細書等で確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100788 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200004 号

第 1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 14 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成 30 年 12 月 31 日の標準賞与額を 15 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 31 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 31 日

A 事業所から、請求期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与明細書及び日本年金機構が保管する賃金台帳から、請求者は、請求期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万4,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めており、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年3月12日に年金事務所へ提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、上記賞与明細書及び賃金台帳で確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100789 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200005 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧まで及び⑩から⑱までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②から④まで及び⑦から⑭までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑩から⑭までについては、上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 19 年 6 月 25 日
⑤ 平成 19 年 12 月 25 日
⑥ 平成 20 年 3 月 25 日
⑦ 平成 20 年 12 月 25 日
⑧ 平成 21 年 3 月 25 日
⑨ 平成 22 年 3 月 25 日

- ⑩ 平成 22 年 12 月 24 日
- ⑪ 平成 23 年 3 月 25 日
- ⑫ 平成 23 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑭ 平成 24 年 3 月 23 日
- ⑮ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑯ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑰ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑱ 平成 26 年 6 月 25 日
- ㉑ 平成 26 年 12 月 25 日

A事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①から㉑までに係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、A事業所から提出された給与支出調書及び請求者が提出した給与支払明細書(以下「給与支出調書等」という。)により、請求者は、同事業所から、賞与(「期末勤勉手当」等と表記)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までについては、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑧まで及び⑩から㉑までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑨については、当該期間に係る給与支出調書等により、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑨に支給した給与及び

賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり 17,274 円が控除されているところ、請求期間⑨に係る給与支出調書等に記載された保険料額は、当該給与分の保険料額と同額であることから、当該期間に係る給与支出調書等に記載された保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑨に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑩から⑭までについては、上記給与支出調書等により、請求者は、当該期間に、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認でき、また、請求期間⑨については、前述のとおり、請求者は、賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の請求期間②から④まで及び⑦から⑭までに係る標準賞与額について、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②から④まで及び⑦から⑭までの訂正後の標準賞与額（請求期間②から④まで、⑦、⑧及び⑩から⑭までについては、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100789 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200005 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	48 万 5,000 円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	9 万 6,000 円	9 万 7,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	9 万 5,000 円	9 万 9,000 円
④	平成 19 年 6 月 25 日	40 万 2,000 円	40 万 3,000 円
⑤	平成 19 年 12 月 25 日	50 万 4,000 円	—
⑥	平成 20 年 3 月 25 日	10 万円	—
⑦	平成 20 年 12 月 25 日	49 万 9,000 円	50 万 9,000 円
⑧	平成 21 年 3 月 25 日	9 万 9,000 円	10 万 1,000 円
⑨	平成 22 年 3 月 25 日	—	10 万 3,000 円
⑩	平成 22 年 12 月 24 日	51 万 2,000 円	52 万 3,000 円
⑪	平成 23 年 3 月 25 日	10 万 2,000 円	10 万 4,000 円
⑫	平成 23 年 6 月 25 日	41 万 2,000 円	42 万 1,000 円
⑬	平成 23 年 12 月 22 日	50 万 4,000 円	52 万 6,000 円
⑭	平成 24 年 3 月 23 日	10 万 1,000 円	10 万 5,000 円
⑮	平成 24 年 6 月 25 日	42 万 5,000 円	—
⑯	平成 24 年 12 月 25 日	53 万 1,000 円	—
⑰	平成 25 年 12 月 25 日	53 万 7,000 円	—
⑱	平成 26 年 6 月 25 日	43 万 8,000 円	—
⑲	平成 26 年 12 月 25 日	54 万 8,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100790 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200006 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 25 年 12 月 25 日は 18 万 7,000 円、平成 26 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日は 19 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 25 日
② 平成 26 年 6 月 25 日
③ 平成 26 年 12 月 25 日

A 事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給与支出調書により、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支出調書に

より確認できる賞与額及び推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 18 万 7,000 円、請求期間②及び③は 19 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100791 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200007 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑥まで及び⑧から⑩までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥まで及び⑧から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間②、③及び⑤から⑩までの標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（請求期間②、③、⑤、⑥及び⑧から⑩までについては、上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 3 月 24 日
③ 平成 19 年 3 月 23 日
④ 平成 20 年 3 月 25 日
⑤ 平成 20 年 12 月 25 日
⑥ 平成 21 年 3 月 25 日
⑦ 平成 22 年 3 月 25 日
⑧ 平成 22 年 12 月 24 日
⑨ 平成 23 年 6 月 25 日

- ⑩ 平成 23 年 12 月 22 日
- ⑪ 平成 24 年 3 月 23 日
- ⑫ 平成 24 年 6 月 25 日
- ⑬ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑭ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑮ 平成 26 年 6 月 25 日
- ⑯ 平成 26 年 12 月 25 日

A事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①から⑯までに係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑥まで及び⑧から⑯までについては、A事業所から提出された給与支出調書及び請求者が提出した給与支払明細書(以下「給与支出調書等」という。)により、請求者は、同事業所から、賞与(「期末勤勉手当」等と表記)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥まで及び⑧から⑯までについては、上記給与支出調書等により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑥まで及び⑧から⑯までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑦については、当該期間に係る給与支出調書により、請求者は、A事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は「各請求期間において、賞与に係る厚生年金保険料を毎月の給与に係る保険料と併せて控除しているが、請求期間⑦に支給した給与及び賞与からは、給与分の保険料のみを控除し、賞与分の保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり 15,704 円が控除

されているところ、請求期間⑦に係る給与支出調書に記載された保険料額は、当該給与分の保険料額と同額であることから、当該期間に係る給与支出調書に記載された保険料額は、給与分の保険料額と推認される。

このほか、請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間②、③、⑤、⑥及び⑧から⑪までについては、上記給与支出調書等により、請求者は、当該期間に、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認でき、また、請求期間⑦については、前述のとおり、請求者は、賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の請求期間②、③及び⑤から⑪までに係る標準賞与額について、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③及び⑤から⑪までの訂正後の標準賞与額（請求期間②、③、⑤、⑥及び⑧から⑪までについては、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100791 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200007 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 22 日	44 万 9,000 円	—
②	平成 18 年 3 月 24 日	8 万 8,000 円	8 万 9,000 円
③	平成 19 年 3 月 23 日	8 万 8,000 円	9 万 2,000 円
④	平成 20 年 3 月 25 日	9 万 4,000 円	—
⑤	平成 20 年 12 月 25 日	46 万 9,000 円	47 万 9,000 円
⑥	平成 21 年 3 月 25 日	9 万 3,000 円	9 万 5,000 円
⑦	平成 22 年 3 月 25 日	—	9 万 7,000 円
⑧	平成 22 年 12 月 24 日	48 万 6,000 円	49 万 6,000 円
⑨	平成 23 年 6 月 25 日	39 万 1,000 円	39 万 9,000 円
⑩	平成 23 年 12 月 22 日	47 万 7,000 円	49 万 8,000 円
⑪	平成 24 年 3 月 23 日	9 万 5,000 円	9 万 9,000 円
⑫	平成 24 年 6 月 25 日	40 万 5,000 円	—
⑬	平成 24 年 12 月 25 日	50 万 7,000 円	—
⑭	平成 25 年 12 月 25 日	51 万 2,000 円	—
⑮	平成 26 年 6 月 25 日	41 万 8,000 円	—
⑯	平成 26 年 12 月 25 日	52 万 3,000 円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100792 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200008 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における平成 26 年 6 月 25 日に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 25 日
② 平成 26 年 6 月 25 日
③ 平成 26 年 12 月 25 日

A 事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A 事業所から提出された給与支出調書により、請求者は、同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主によ

り賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支出調書により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②については、上記給与支出調書により、請求者は、当該期間に、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額について、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100792 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200008 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
①	平成 25 年 12 月 25 日	17 万円	—
②	平成 26 年 6 月 25 日	17 万 9,000 円	18 万円
③	平成 26 年 12 月 25 日	18 万円	—

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100793 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200009 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における平成 29 年 6 月 23 日の標準賞与額を 35 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 23 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 6 月 23 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における平成 29 年 6 月 23 日に係る標準賞与額を 36 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 6 月 23 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 6 月 23 日

A 事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では請求期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A 事業所から提出された給与支出調書により、請求者は、請求期間に同事業所から、賞与（「期末勤勉手当」と表記）の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支出調書により推認できる厚生年金保険料控除額から、35万3,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記給与支出調書で確認できる賞与支給額から、請求者のA事業所における標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。